

国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">造林事業請負標準仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1条～第3条 （略） 第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 2～8 （略） 9. 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、<u>地拵・植付・下刈の事業区域内においては指定場所であっても火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない。）を禁止しなければならない。更に、以上を踏まえて、林野火災防止に関する誓約書を第6条に定める事業計画書の提出時に併せて提出しなければならない。</u> 第5条～第23条 （略） 第2章・第3章 （略） （別添）造林事業請負実行管理基準 （略） （別紙）</p> <p style="text-align: center;"><u>林野火災防止に関する誓約書</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。</u> <u>林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。</u> <u>このため、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書に定めがあれば記載）の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約します。</u> <u>この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。 <u>標準仕様書第4条第9項</u> 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ず</p>	<p style="text-align: center;">造林事業請負標準仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1条～第3条 （略） 第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 2～8 （略） 9. 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>第5条～第23条 （略） 第2章・第3章 （略） （別添）造林事業請負実行管理基準 （略） （新設）</p>

るものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、地拵・植付・下刈の事業区域内においては指定場所であっても火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない。）を禁止しなければならない。

- 2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所（以下「指定場所」という。）については、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。
- 3 地拵・植付・下刈の事業区域外の指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。
- 4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。
- 5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

注：事項は上記に加え、その他、任意に追加しても構わない。